

G 2 0 トロント・サミット宣言（概要・労働分野抜粋）

平成 2 2 年 6 月 2 6 ・ 2 7 日

主なポイント

1. 前文

- ・国際経済協力に関する第一のフォーラムとして位置づけられた後、初の G20 サミットを開催。質の高い雇用を伴う成長への完全な回復、金融システムの改革と強化、世界経済の強固で持続可能かつ均衡ある成長の実現のためにとるべき次の措置につき合意。
- ・雇用の増加及び最脆弱層への社会的保護の重要性を認識。我々は先般の雇用労働大臣会合の勧告及び ILO と OECD 共同による訓練戦略を歓迎。
- ・我々は、我々が行ったコミットメントへの責任を負い、合意した期限内にこれらを完全に実施するためのあらゆる必要な措置をとるよう大臣及び実務者に指示。

2. 強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み（フレームワーク）

- ・相互評価の第一段階を完了。IMF と世界銀行によると、我々がより野心的な改革の道を選べば、中期的には、世界の生産量を約 4 兆ドル押し上げ、数千万人の雇用創出、更に多くの人々の貧困からの救出、世界的な不均衡の大幅な縮小が見込まれる。
- ・先進赤字国は、開かれた市場を維持し、輸出競争力を強化しつつ、国内貯蓄を拡大する。黒字国は、外需依存を低下させ、より内需に焦点を当てる。また、我々の政策が低所得国に与える影響を考慮し、開発資金を支援。

6. 他の論点と今後の課題

- ・腐敗防止に関し、国連腐敗防止条約（UNCAC）の批准と実施を求め、UNCAC のレビューを実施。ソウル・サミットでの検討のため、贈賄防止規則、資産回復、内部通報者保護等の分野に関する専門家作業部会の設置に合意。
- ・我々はグリーンな回復及び持続可能な世界的な成長に対するコミットメントを改めて表明。我々のうち、コペンハーゲン合意に関与したものは、合意及びその実施への支持を再確認し、他にも同合意に関与するよう求める。我々は共通であるが差異のある責任とそれぞれの能力を含む目的、規定及び原則に基づき、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下での交渉に従事することにコミットし、カンクン会議の包括的なプロセスを通じて成功裏の結果を確保することを決意している。
- ・本年開催されるミレニアム開発目標（MDGs）国連首脳会合は、2015 年までに MDGs を達成するために重要。この関連で、開発途上国が世界的な経済システムの積極的な参加者かつ受益者となることが重要。開発の格差是正、貧困削減は、持続可能な成長等の達成に向けた目標に不可欠。我々は、開発作業部会を設置し、ソウル・サミットで採択される開発アジェンダ及び行動計画を策定させることに合意。

本文抜粋

前文

2. 世界経済危機への対処における我々の成果に基づき、我々は、成長及び質の高い雇用の完全な回復を確保し、金融システムを改革及び強化し、強固で持続可能かつ均衡ある世界の成長を実現するために我々がとるべき次の措置に合意した。

4. ただし、深刻な挑戦はまだ残っている。成長は戻りつつあるものの、回復は一様でなく脆弱であり、多くの国で失業は依然容認できない水準にあり、危機の社会的な影響はいまだ広く実感されている。回復を強化することが鍵である。回復を持続するために、我々は、強固な民間の需要のための状況を創出することに取り組みつつ、既存の刺激策の実施を継続する必要がある。

5. 雇用の増強を達成すること及び市民の、特に最も脆弱な人々の社会的保護の重要性を認識し、我々は2010年4月に会合した雇用労働大臣会合の勧告及びILOとOECD共同による訓練戦略を歓迎する。

6. 我々は、我々が行ったコミットメントに責任を負うことを決意し、我々の大臣及び実務者に、合意した期限内にこれらを完全に実施するため、すべての必要な措置をとるよう指示した。

2. 強固で持続可能かつ均衡ある成長の枠組み

10. 我々は、回復の持続、雇用の創出、及びより強固で、より持続可能で、より均衡のとれた成長の達成のために協調行動をとることにコミットしている。これらは、各国の状況に即して差別化される。本日我々は以下に合意した。

・先進国において、財政刺激策を遂行し、今後実施される「成長に配慮した」財政健全化計画を伝達し、それを将来に向けて実施すること。健全な財政は、回復を維持し、新しいショックに対応する柔軟性を提供し、人口の高齢化という課題に対応する能力を確保し、並びに将来の世代に財政赤字及び債務を残すことを回避するために必要不可欠である。調整の経路は、民間需要の回復を持続させるため、注意深く水準調整されなければならない。幾つかの主要国が同時に財政調整を行うことは、回復に悪影響を及ぼすリスクがある。必要な国で健全化が行われないことが、信認を損ない、成長を阻害するリスクがある。このバランスを反映し、先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。日本の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。財政健全化計画は、信頼に足る、明確に説明され、国の状況に即して差別化され、経済成長を促進する措置に焦点を当てる。

・幾つかの新興国において、社会セーフティ・ネットを強化し、コーポレート・ガバナンス改革、金融市場の発展、インフラ支出及び為替レートの柔軟性の向上を強化する。

・我々の成長見通しを増加及び持続させるために、G20メンバー全体において構造改革を追求する。

・世界的な需要のリバランスを更に推進する。

金融政策は、物価の安定を達成するために適切なものであり続け、それにより回復に貢献する。

13. 我々は、開発の格差を縮小するとともに、我々の政策行動が低所得国に与える影響を考慮しなければならないことにコミットしている。我々は、官民双方からの開発資金を奨励する新しいアプローチを通じることも含め、開発資金を引き続き支援する。

6. 他の論点と今後の課題

40. 我々は、腐敗は、市場の公正性を脅かし、公平な競争を弱体化させ、資源の配分をゆがめ、公衆の信頼を損ない、法の支配を弱めるものであることに合意する。我々は、すべての G20 メンバーによる国連腐敗防止条約(UNCAC)の批准と完全な実施を求め、他の国々も同様に行動することを奨励する。我々は UNCAC の規定に従ってレビューを完全に実施する。腐敗に対処するためのピッツバーグ以降の進展に基づき、我々は、韓国での首脳による検討のため、G20 が、強力かつ効果的な贈賄防止規則の採用及び執行、官民セクターにおける腐敗との闘い、腐敗した個人による世界金融システムへのアクセス防止、査証拒否、犯罪人引渡し及び資産回復における協力、並びに腐敗に対して立ち上がる内部通報者の保護を含むがこれに限定されない鍵となる分野において、引き続き腐敗防止の国際的な取組に実際的かつ価値のある貢献を行い、模範を示す方法について包括的な勧告を行うための、専門家による作業部会の設置に合意する。

41. 我々は、グリーンな回復及び持続可能な世界的な成長に対する我々のコミットメントを改めて表明する。我々のうち、コペンハーゲン合意に賛同した者は、合意及びその実施への支持を再確認し、他にも同合意に賛同するよう求める。我々は目的規定及び共通であるが差異のある責任とそれぞれの能力を含む原則に基づき、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の下での交渉に従事することにコミットし、カンクン会議の包括的なプロセスを通じて成功裏の結果を確保することを決意している。我々は 2010 年 11 月 29 日から 12 月 10 日まで、カンクンにおいて、国連気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)を主催するメキシコに感謝し、交渉を促進するための努力に謝意を表す。我々はとりわけ革新的資金について国連事務総長の気候変動資金に関するハイレベル諮問グループの結果に期待している。

47. 開発の格差を是正し、貧困を削減することは、強固で持続可能かつ均衡ある成長の達成、及び万人のためのより強固で強じんな世界経済の確保という、我々のより広範な目標に不可欠である。この点に関し、我々は、作業部会を設置し、経済の成長と強じん性を促進するための措置に G20 が焦点を当てていることと整合的に、ソウル・サミットで採択される開発アジェンダ及び複数年行動計画を策定するよう任務を課すことに合意する。

G20 ソウル・サミット文書（概要・労働分野抜粋）

平成 22 年 11 月 12・13 日

主なポイント

強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み（フレームワーク）

○本日、「ソウル・アクションプラン」を立ち上げ。特に、各国固有のコミットメントの詳細とともに、以下の 5 つの政策分野における行動をコミット。

・金融政策と為替レート政策：我々は、回復と持続可能な成長に貢献する、中央銀行の物価の安定に対するコミットメントの重要性を再確認する。我々は、根底にある経済のファンダメンタルズを反映するため、より市場で決定される為替レートシステムに移行し、為替レートの柔軟性を向上させるとともに、通貨の競争的な切り下げを回避する。準備通貨を持つ国々を含む先進国は、為替レートの過度の変動や無秩序な動きを監視する。これらの行動は一体となって、いくつかの新興国が直面している資本移動の過度な変動のリスクを軽減させる助けとなろう。それにも関わらず、調整の過大な負担に直面している状況で、外貨準備を適切なレベルに保ちながら柔軟な為替レートの更なる過大評価に直面している新興国は、その政策対応に注意深く設計されたマクロ健全性措置もまた含めうる。我々は、安定的でよく機能する国際通貨システムを促進するための努力を再活性化させ、これらの分野で IMF がその作業を深化させることを求める。

・貿易と開発政策：あらゆる形の保護主義的な貿易行動を導入せず、反対。ドーハ交渉の早期妥結の重要性を認識。

・構造改革：製品市場改革、労働市場・人材開発改革、税制改革、グリーン成長を推進。赤字国はより高い貯蓄率を促進、黒字国は国内の成長源に焦点を当てた改革を追及。新興黒字国は公的医療や年金制度等の社会セーフティ・ネットの強化。

共有された成長のためのソウル開発合意

・開発格差の是正と貧困削減は、持続的成長を達成するために不可欠。「開発に関するソウル合意」及び「開発に関する複数年行動計画」に合意。

・「開発に関するソウル合意」は、(1) 包括的、持続可能かつ強じんな経済成長を通じた貧困削減の重要性、(2) 発展のためには様々な方途があるとの認識に基づいたパートナーシップの推進（G20 と低所得国（LICs）の間で、強固で責任あり、説明責任を果たし透明な開発パートナーシップを確保）、(3) 世界的又は地域的なシステミックな問題の優先、(4) 雇用と富の創出における民間部門の重要性、(5) 他のプレーヤーの補完、(6) ボトルネックを取り除くための目に見える成果の重要性、の 6 つの原則に基づく。

・「複数年行動計画」では、途上国、特に低所得国のボトルネックを解決するための 9 つの主要な柱として、インフラ、人材開発、貿易、民間投資及び雇用創出、食料安全保障、強じんな成長、金融包摂、国内資本の動員、並びに知識の共有を特定。インフラでは、ハイレベル・パネルの設立に合意し、議長を 12 月までに発表。来年の仏サミットのため、責任ある農業投資を含む、農業生産性と食料入手可能性の向上等へ向け、食料安保政策を強化する。

本文抜粋

ソウル・アクションプラン

7. 貿易と開発政策：我々は、世界の景気回復にとって自由貿易と投資に対する我々のコミットメントの重要性を認識し、再確認する。我々は、あらゆる形態の保護主義的な貿易行動を導入せず、反対し、ドーハ交渉の迅速な妥結の重要性を認識する。我々は、金融保護主義を回避する我々のコミットメントを再確認し、投資を阻害し、世界の景気回復の見通しを悪化させる措置が増加するリスクに留意する。途上国の世界生産及び貿易に占める割合が増加することで、世界の成長、リバランス及び開発の目標は、ますます関連し合っている。我々は、途上国及び低所得国において、包括的で持続可能かつ強じんな成長に係る最も重要なボトルネックを解消するための努力に焦点を当てる。これは特に、インフラ、人材開発、貿易、民間投資及び雇用創出、食糧安全保障、強じんな成長、金融包摂、国内資金の動員及び知識の共有である。また、我々は、先進国による政府開発援助のコミットメントを達成することを含む、資金的、技術的な支援を向上させるための具体的な行動をとる。

10. 構造改革：我々は、世界需要を押し上げ、維持し、雇用を創出し、世界的なリバランスに貢献し、我々の潜在成長力を高めるため、幅広い構造改革を実施し、必要な場合は以下を実施する：

- ・競争を促進し、主要セクターにおける生産性を高めるため、規制を簡素化し、規制障壁を削減するための製品市場改革
 - ・市場参加率を増加させるためのより良克的絞った給付金制度、質の高い仕事の雇用を増加させ、生産性を押し上げ、そのことによって潜在成長力を高めるための教育と訓練を含む、労働市場及び人材開発改革
 - ・ゆがみを取り除き、労働、投資、技術革新に対するインセンティブを改善することにより、生産性を向上させる税制改革
 - ・成長の新たな源を発見し、持続可能な開発を促進するためのグリーン成長と技術革新志向の政策措置
 - ・赤字国においては、より高い国内貯蓄率を促進し、輸出競争力を高める一方、黒字国においては、外需への依存を低下させ、国内の成長源により焦点を当てた改革
 - ・新興黒字国における、公的医療や年金制度、企業統治、金融市場の発展といった予防的な貯蓄を減少させるのを助ける、社会セーフティ・ネットを強化するための改革
 - ・ボトルネックに対処し、潜在成長力を高めるためのインフラへの投資
- 我々は、これらの改革を追求するため、経済協力開発機構（OECD）、IMF、世界銀行、国際労働機関（ILO）、その他の国際機関の専門知識を活用する。

共有された成長のためのソウル開発合意

46. 危機は、最貧国の最も脆弱な人々に不均衡に影響を与え、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた進ちょくを遅らせた。第一の経済フォーラムとして、我々は、これらの課題に対処するため、我々の開発努力を強化し及びてこ入れする必要性を認識する。

47. 同時に、開発格差の是正と貧困の削減は、成長の新たな軸を生み出し、世界的なリ

バランスに貢献することにより、強固で持続可能かつ均衡ある成長というより広範な枠組みの目的を達成する上で、不可欠である。したがって、我々は、世界的な成長と繁栄において途上国、取り分け低所得国（LICs）が占める割合の迅速な拡大に向け、最善の努力を尽くしている。

48. 我々は、他の途上国、取り分け低所得国と連携して、かかる諸国が最大限の経済成長潜在力を達成・維持する能力を構築することを助けるための作業を行うことにコミットする。我々はそのため、我々のトロント・マニファストと整合的に、世界的な開発努力への G20 の貢献に関する合意を策定した。

49. 我々は、本日、「共有された成長のためのソウル開発合意」及び「開発に関する複数年行動計画」を支持する。

50. ソウル合意及び複数年行動計画は、以下の 6 つの核となる原則に基づく：

・第一に、ODA の供与及び他のすべての資金源の動員が大部分の低所得国にとり不可欠であり続ける一方で、永続的かつ有意義な貧困の削減は、包括的、持続可能かつ強じんな成長なしには達成され得ない。

・第二に、我々は、開発の成功には、共通の要素がある一方で、単一の公式は存在しないことを認識する。したがって、我々は、国家の政策に対する国家のオーナーシップを成功裏の開発にとって最も重要な決定要素として尊重しつつ、他の途上国をパートナーとして関与させなければならず、それによって、強固で、責任のある、説明可能でかつ透明性のある G20 と低所得国との間の開発パートナーシップを確保することを助ける。

・第三に、我々の行動は、集合的行動を求め、変化の影響への潜在力を有する世界的又は地域的にシステミックな問題を優先しなければならない。

・第四に、我々は、雇用と富を創造する民間部門の中核的な役割と、持続可能な民間部門主導の投資と成長を支援する政策環境の必要性を認識する。

・第五に、我々は、我々の付加価値を最大化し、G20 が比較優位を有する、又はモメンタムを与え得る分野に焦点を当てることにより、他の主要なプレーヤーの開発努力を補完する。

・最後に、我々は、途上国、取り分け低所得国において、成長見通しの改善に対する障害を除去する重大な影響の実際の成果に焦点を当てる。

51. ソウル合意はまた、途上国、取り分け低所得国における包括的、持続可能かつ強じんな成長にとって最も重要なボトルネックを解決するために行動が必要であると我々が信じる 9 つの主要な柱を次のとおり特定する。すなわち、インフラ、人材開発、貿易、民間投資及び雇用創出、食料安全保障、強じんな成長、金融包摂、国内資源の動員、並びに知識の共有である。その上で、複数年行動計画は、以下を含め、これらのボトルネックに取り組むために我々がコミットする具体的かつ詳細な行動を示す。

b) 投資を呼び込み、一定水準の雇用を創出し、生産性を増加させる能力を強化するために、雇用者と労働市場のニーズに合った雇用に適した技能の開発を改善する。我々は、G20 訓練戦略に基づき、国際的に比較可能な技能指標の開発、及び技能開発を目的とした国家戦略の強化を支持する。

- d) 価値連鎖への責任ある民間投資を特定、強化及び促進するとともに、民間部門投資の経済的な及び雇用への影響を計測し、最大化するための主要な指標を開発する。
- f) 国連グローバル・パルス・イニシアティブの更なる実施を通じたものを含め、途上国の社会保護プログラムの強化を支援することにより、及び外国送金の平均費用の量的削減を目的とするイニシアティブ実施の促進により、所得保障と負のショックに対する強じん性を改善する。
- i) 途上国の能力を改善し、また国家の政策策定を助けるために最も広範囲な経験が利用されることを確保するために、取り分け途上国間での知識と経験の共有の規模を拡大し、主流化する。

気候変動及びグリーンな成長

68. 我々は、貧困層のエネルギーへのアクセスを確保しつつ、雇用の創出と環境面で持続可能な世界成長を推進する国主導のグリーンな成長政策を支持することにコミットする。我々は、本質的に持続可能な開発の一部である、持続可能なグリーンな成長が、質の高い開発の戦略であり、エネルギー効率化及びクリーン技術の活用等を通じるものを含む、多くのセクターにおいて国々が古い技術を革新することを可能にすることを認識する。この目的のため、我々は、技術移転及び能力構築を含めた我々の国々及びそれ以外における政策及び実践を含む、エネルギー効率及びクリーン・エネルギー技術の開発及び展開に資する環境を、適切に創出するための措置をとる。我々は、クリーン・エネルギー担当大臣会合の下での既存のイニシアティブを支援し、ビジネスリーダーと共に研究開発及び規制措置についての協力に関して更に議論することを奨励し、エネルギー専門家グループに対して、監視の上、フランスにおける 2011 年サミットに進ちょくにつき報告するよう求める。

第 18 回 A P E C 首脳会議首脳宣言

「横浜ビジョン ～ ボゴール, そしてボゴールを超えて」の骨子

平成 22 年 11 月 13・14 日

A P E C の将来

2. 我々が描く A P E C 共同体の構想への道筋

(2) 強い共同体への道筋

・ A P E C 成長戦略を発表し, 2015 年に向け, 着実に実施。構造改革のための A P E C 新戦略の承認。人材及び起業家精神の育成。グリーン雇用・技術・産業の創出。情報通信技術の利用の高度化。

(4) すべての道筋における前進のための経済・技術協力

・ 人材養成・技術普及を含む経済・技術協力（エコテク）活動の強化

結び

今後, 地域経済統合を強化・深化させ, 貿易・投資に対する障壁に取り組むための具体的なイニシアティブを策定・実施し, 将来における質の高い, 持続可能な成長を確保するための作業を加速化する。

A P E C 首脳の成長戦略（仮訳）（抜粋）

2010年11月14日

2. 5つの成長の特性

A P E Cは、均衡ある、あまねく広がる、持続可能で、革新的で、安全な成長の達成を目指す。これらの望ましい地域成長の特性は、相互に密接に関連している。

均衡ある成長：我々は、不均衡の段階的な是正及び潜在的な生産量の増加をもたらすマクロ経済政策及び構造改革を通じ、エコノミー間及びエコノミー内の成長を目指す。

A P E Cエコノミーは、大規模な財政措置の実施及び金融政策の迅速な緩和により、世界金融・経済危機の安定化に重要な役割を果たしてきた。A P E Cは、G 2 0の世界規模の調整機能を支持するとともに、経済回復を持続させるための総需要の拡大を支援する成長志向型政策を維持することの重要性を認識する。

今後、A P E Cは、強固で持続可能かつ均衡あるマクロ経済環境の達成に焦点を当てていく。A P E Cは、コンセンサスの形成及び複数年事業の実施というA P E Cの強みと相まって、その規模及び活力により、G 2 0の均衡ある成長についての課題を必要に応じて補強するに当たって特に適切な立場にある。

・エコノミー間の均衡ある成長を促進 経常収支赤字を有するエコノミーは、初期段階にある経済回復が頓挫しないよう、地域の経済状況に注意しつつ、注意深く順序立てた財政健全化の実施を確保する一方、中期的な財政健全化を含め、国内貯蓄を増大させる措置をとる必要がある。

経常収支黒字を有するエコノミーは、外需への依存を減らし、より力強い内需主導の成長をもたらす構造改革を行う必要がある。家計所得の向上、予備的貯蓄の必要性を減らすためのセーフティネットの強化、及び家計に対する金融サービスの改善のための措置は、持続可能な形で国内消費を押し上げ、福祉を向上させる。A P E Cエコノミーは、対外的な持続可能性を促進し、過度な不均衡の削減及び持続可能な水準での経常収支不均衡の維持に資するあらゆる政策を追求するため、多角的協調を強化する。我々は、根底にある経済のファンダメンタルズを反映し、より市場で決定される為替レートシステムに移行し、通貨の競争的な切り下げを回避する。準備通貨を持つエコノミーを含む先進エ

コノミーは、為替レートの過度の変動や無秩序な動きを監視する。これらの行動は、いくつかの新興エコノミーが直面している資本移動の過度な変動のリスクを軽減させる助けとなろう。

- ・ エコノミー内の均衡ある成長の奨励 すべての A P E C エコノミーは、世界的な需要を引き上げ及び維持し、雇用創出を促進し、かつ、潜在成長を増大させる構造改革を追求していく。A P E C エコノミーは、開放され、十分に機能し、透明性があり、より良く規制された、競争的な市場を構築し、金融市場を発展させ、内需を拡大し、セーフティネットを強化し、競争環境を促進するとともに、公共部門管理と企業統治を改善すべきである。これは、より強固なかつ一層あまねく広がる成長、発展の不均衡の一層の縮小、貧困の削減、及び全体的な経済効率の向上に資するものである。

あまねく広がる成長：我々は、我々のあらゆる市民が世界の経済成長に参加し、貢献し、恩恵を受ける機会を確保することを目指す。

あまねく広がる成長は、誰もが経済成長の恩恵を受ける機会を創出する。諸機会へのアクセスを拡大し、人々の潜在能力を完全に実現することを可能とする政策及び事業の促進は、より大きな経済成長、より多くの生産的雇用の機会、及びより大きな福祉につながり、それらは、自由で開かれた貿易及び投資への市民の支持の増大につながることで、更なる新規需要と雇用を生み出す。

そのために、構造調整が実施される必要があり、A P E C は、労働者が地域経済統合による恩恵を受ける機会を増大させる政策を支持すべきである。再雇用事業、訓練、技能向上、教育及び強化されたセーフティネットによって、雇用可能性が高まり、質の高い仕事の創出が支援され、かつ長期的な経済安定性が確保される。

中小企業（S M E s）のためのビジネス環境の改善、零細企業（M E s）のような最も脆弱な分野の資金調達へのアクセスの増大、並びにより良い教育、訓練及び雇用事業を通じて、若者、高齢者及び女性を含む、潜在的に恵まれず、取り残されたグループに十分な機会を創出することも極めて重要である。

今後、A P E C は、次の行動においてあまねく広がる成長を促進するための取組に焦点を当てていく。

セーフティネットの改善及び脆弱なグループの支援等の方法を通じた、たくましい社会の構築と社会福祉の向上 A P E C は、社会保険の対象範囲を拡大するとともに、労働市場への参加を奨励する、十分に機能するセーフティネッ

ト事業の強化及び構築に当たっての各エコノミーの取組に関する経験と能力構築を共有することにより、個々人の経済的安定を支援するための作業を行っていく。

3. APEC成長戦略のための行動計画

(1) APEC成長戦略を実施するための統合作業項目の構築

この成長戦略を実施するための行動計画は、次の重要な統合作業項目を含む。この行動計画の下でのすべての関連事業は、経済・技術協力（ECOTECH）及び官民連携のような、APECの比較優位があり、実績が証明されたアプローチを活用すべきである。APECの高級実務者は、この過程において中心的、調整的及び指導的な役割を果たすべきである。

a. 構造改革

構造改革は、適切なマクロ経済政策とともに、強固で持続可能かつ均衡ある経済成長を達成する上で不可欠である。この地域は、構造改革実施のための首脳の課題（LAISR）を通じるものを含め、この点について過去5年間で進展を遂げた。より均衡ある、一層あまねく広がる成長を達成するため、APECエコノミーは、質の高い教育の推進、労働市場の機会増大、中小企業の発展促進、弱者と女性への機会拡大、効果的なセーフティネット事業及び金融市場の発展の推進のほか、従来のLAISR事業の下で追求された市場の効率性改善への継続的な取組を含む、構造改革のための拡大された優先分野を示したAPEC構造改革新戦略（ANSR）を高級実務者の指導と監督の下で実施すべきである。

第 3 回 ASEM 労働雇用大臣会合

【日程】平成 22 年 12 月 13 日（月）～14 日（火）

【開催地】ライデン（オランダ）

会合の位置付け

アジア欧州会合（ASEM）の分野別大臣会合の一つであり、労働分野における対話を通じて、アジア及び欧州が様々な課題に対して共通の認識を持つことを目的。2 年に 1 度開催する会合。今回は、「完全雇用とディーセント・ワーク：危機からの脱出を強化された社会的基盤とともに」をテーマに意見交換が行われ、共同声明が取りまとめられた。また、会合前日は、労使フォーラムが開催された。

主な議論と我が国のスタンス

- (1) 「経済金融危機」、「社会保護の床と危機」及び「若年者雇用と技術・訓練の役割」についてパネルディスカッションが行われ、それぞれの分野において、大学教授や ILO からの基調講演の後、各国の施策や取組状況等について意見交換が行われた。
- (2) 我が国からは、①危機直後の雇用維持施策として、政労使の三者の協力による雇用調整助成金制度が大きな役割を果たしたこと、②若年者に対する能力開発施策としてジョブ・カードを推進していること、同制度は、きめ細かなキャリアコンサルティング、座学と企業の実習を組み合わせた実践的な職業訓練、ジョブ・カードにより能力を目に見える形で明確化、使用者団体との連携を特徴としており、若年者の正社員化に効果を発揮していることについて紹介した。
- (3) 共同声明では、雇用創出等を重視する危機からの出口戦略、ディーセント・ワーク・アジェンダ（労働における基本的原則と権利、雇用、社会保護、社会対話と三者構成主義）の推進、社会保護や企業の社会的責任（CSR）の重要性、技能の市場とのマッチングの必要性等について確認された。
- (4) 今後 2 年間の技術プロジェクトについては、「社会保護」、「若年者雇用」、「職場における安全衛生」及び「技術施策」の分野について行うことが決定された。
- (5) 次回の会合は、ベトナムが開催することについて検討中。なお、今後 2 年間のコーディネーターの担当国についての議論は（公式には）なかった。

所感

アジア諸国とヨーロッパ諸国が、雇用労働分野において施策の意見交換等を行うことは有意義である一方で、共同声明におけるミャンマーの労働問題については意見が激しく対立するなど、会合の目的である「共通認識」を持つことの難しさを感じた。

専門家会合「雇用のための社会セーフティネットの構築－アジア戦略－」 議事概要

厚生労働省は、平成23年2月21日(月)から22日(火)にかけて、朱鷺メッセ（新潟市）において、専門家会合「雇用のための社会的セーフティネットの構築－アジア戦略－」を開催し、学識経験者等による議論を行った。（参集者一覧は別添のとおり）

本会合の議論、資料等は、ILO アジア太平洋地域会合において日本政府が主催する特別セッション（平成23年4月12日予定）の背景資料として活用する予定である。

【専門家会合の目的】

本会合の目的は以下のとおりであった。

- ① 社会的セーフティネットの概念についての理解を深めること
- ② アジアの社会的セーフティネットの発展と現状についての理解を深めること
- ③ アジア金融危機及び今般の経済危機への対応を素材として、雇用のための社会的セーフティネットについて知識を共有すること
- ④ 失業保険及び積極的労働市場政策の導入のための課題と戦略について、専門家の議論を通じ、最新の知見を共有すること

【会合の概要】

セッション1：アジアにおける社会セーフティネットの発展と現状

1 社会セーフティネットの概念整理

- ・寺西重郎（日本大学教授、一橋大学名誉教授）

本セッションにおいては、社会的セーフティネットの定義は、幅広いものであるため、議論の始めに、社会的セーフティネットが何であるかを整理した。

- (1) “Social Safety Nets”, “Social Security”, “Social Protection”, “Social Protection Floor” など様々な概念について議論が行われた。
- (2) それぞれの概念は、論者により、①短期リスクのみに対応するのか、貧困など構造的な問題も対象とするのか、②対象者を限定しない普遍的なアプローチなのか、貧困層に限定しているのか、③抛制なのか、福祉的なものか、④分野が失業、傷病、老齢、教育、保健等のどこまでを含むか、⑤権利に基づくものか、政府の裁量なのか等に着目してさまざまな定義がなされている。ILO 専門家から、“Social Protection Floor”、アジア開発銀行（ADB）専門家から、“Social Protection” について、説明があった。
- (3) “Social Safety Nets” については、世界銀行により最貧困層を対象とした非抛制の事業¹として限定的に定義されているとの指摘があった一方で、寺西教授からは、Safety Net は、サーカスのアクロバットの下に設置される安全網を語源としており、そこから理解されるように、一時的なリスクに対応する、失業保険を含む幅広い分野をカバーするとの意見があり、また、APEC、G20、ASEM のステートメントにおいては社会保障、生活保護を想定した幅広い意味で使用されて

いることを確認した。また、ADBにおいても、“Social Protection”と共に“Social Safety Nets”について次のような説明がなされていることを確認した。「“Social Safety Nets”と“Social Security”は、時々、“Social Protection”に代わるものとして使用されているが、“Social Protection”が最も一般的に国際的に使用されている。“Social Safety Nets”は、他の用語と比較して、意味が不明確である。ある人にとっては、“Social Protection”で議論されるプログラムや政策全体を意味するために用いられ、他の人にとっては、貧困層向けの福祉プログラムのみを意味するために用いられる。その一方で、“Social Security”は、一般的には、高所得国における包括的なメカニズムとのカバレッジを意味することに使用され、コミュニティや地域ベースの仕組みなどの新たな分野にそれほど使用されない。」²

(4) 本会合においては、“Social Safety Nets”の定義に多様性があることを確認し、“Social Safety Nets”を使う時には、その範囲を明示した上で、使用する必要があることに留意した。

2 社会的セーフティネットの発展と現状

- ・浅見靖仁（一橋大学社会学部教授）
- ・バレリー・シュミット（ILO 東アジア技術支援チーム（DWT Bangkok）社会保障専門家）【ショートコメント】

本セッションにおいては、アジア諸国の社会的セーフティネットの現状をレビューし社会的セーフティネットの発展に影響を与える要因について検討を行った。

(1) 浅見教授から、次の説明があった。アジアの社会保障（Social Security）は、かつては発達が遅れているとの通念があったが、近年中進国において、社会保障は分野においても適用範囲においても拡大の動きが活発になっている。その拡大の仕方は、“Two-tier Social Security Model”³ とらえることができる。

¹ World Bank Website:

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTSOCIALPROTECTION/EXTSAFETYNETSANDTRANSFERS/0,,contentMDK:22190130~menuPK:1551684~pagePK:210058~piPK:210062~theSitePK:282761,00.html>

² Asian Development Bank “Social Protection” 2005

³ “Two-tier Social Security Model”（社会保障の二層化モデル）：多くの国で社会保障がフォーマルセクターの一部（公務員と民間正規労働者）でまず導入され、フォーマルセクターの保障分野やカバレッジが拡大するにつれ、これに遅れてインフォーマルセクターを対象とした社会保障が導入されるという発展過程をたどっている。この結果、社会保障がフォーマルセクターとインフォーマルセクターの別立てになっており、前者が先行し内容も充実している状況を浅見教授は二層化モデルとよんでいる。

- (2) “Social Security” の拡大の推進力は、経済的な必要性（従業員技能向上のインセンティブを与える、工業化・グローバル化の進展による農村・地域共同体の崩壊に伴う個人リスクの増加への対応）と、政治的な必要性（政治的支持を拡大するために、“Social Security” のカバレッジを広げる）の二つがあげられる。
- (3) シュミット専門家は、ILO の提唱する “Social Security Staircase”⁴（社会保障の段階的発展）は、全ての人々に “Social Protection Floor”（最低限の社会保護、拠出制でない）を権利として保障することが第一の重点であり、その後これを基礎として、フォーマルセクターにおける拠出制の “Social Security” のレベルの充実、“Social Security” のインフォーマルセクターへの拡大を図っていくという考え方である。
- (4) “Social Security Staircase” と “two-tier structure” には、モデルとして類似性がみられる。浅見教授は、two-tier model は平等でないとして批判されやすいが、所得の捕捉、汚職など行政機関の能力に一定の限界があることを踏まえると次善の策として積極的に評価しうるものであること、フォーマルセクターにおける “Social Security” の有効性の向上も重要であることを指摘した。参加者より、社会保障の拡大は望ましくとも財政制約や政治的な理由から必ずしも容易ではないとの指摘があった。

セッション2：雇用のための社会セーフティネットの促進：課題と戦略

1 雇用のための社会セーフティネット：過去の経済危機での対応を素材として

- ・スリ・ウェニン・ハンダヤニ（アジア開発銀行 社会開発専門家）
- ・ムケシュ・グプタ（ILO 南アジア技術支援チーム（DWT New Delhi）雇用専門家）

本セッションにおいては、過去2回の経済危機（1997年のアジア通貨危機及び2008年に始まった現在の経済危機）を通じて、アジアの国々や国際機関の対応の経験を共有した。

(1) ハンダヤニ氏から、アジア開発銀行（ADB）が行った “Public Work Program”（労働集約型公共事業）による社会保護の意義、事例、成果、教訓の紹介があった。労働集約型公共事業は、短期的雇用の創出、早急な危機の影響の軽減といった貧困対策プログラムとして、“Social Protection” の重要な構成要素となっている。

⁴ “Social Security Staircase”（社会保障の段階的発展）：“Social Security” の範囲を広げることは、同時に2つの次元に沿ってなされる。水平方法（“Social Security”の対象者の数を増やすこと）及び垂直方法（新たな保障制度を導入したり、既存の方式の給付のレベルをあげることにより、“Social Security”の給付レベルを高める。）である。

労働集約型公共事業を適切に実施するためのポイントとして、適切な賃金水準の設定、貧しい人々が排除されないこと、女性参加仕組み等が紹介されたグプタ氏から、農村雇用保障を含むインド政府の危機対応の説明があった。インドの農村雇用保障法“National Rural Employment Guarantee Act”⁵は、成功例であるが、失業給付金（就業を希望しても15日間以上仕事を与えられない場合に給付されるもの）が実行上ほとんど給付されておらず、就業希望の登録と給付金の請求の管理が課題として残っているとの説明があった。

(2) 公共事業の労働集約的な制限（建設機械の使用禁止、請負の禁止しない）について、技能の向上、公共事業としての効率性の観点から疑問が提起されたが、これらの公共事業は、所得の再配分の観点から、低技能者である多くの貧しい人々の参加や、コミュニティの能力構築に焦点を当てており、参加者の技能訓練を必ずしも重視しているものではないとの見解が示された。また、公共事業に関し、“Conditional/Unconditional Cash Transfer”（条件付き・条件なしの現金給付）⁶

と労働集約型公共事業の優劣について、議論が展開された。ハンダヤニ氏は、現金給付と公共事業のそれぞれに利点があること、多くの現金給付プログラムは、いまだ実験段階にあるが、教育や医療などの特定の領域に効果が見られること、公共事業は、コミュニティの能力の向上のメリットがあることを述べた。

2 失業保険及び積極的労働市場政策の導入への課題と戦略

（第一部）

- ・ 鈴木則之（国際労働組合総連合アジア太平洋地域組織（ITUC-AP）書記長）
- ・ ファシアル カリム シディキ（パキスタン使用者連盟理事）

本セッションにおいては、労使それぞれの立場からの、失業保険等の導入に関する考え方や取り組みを共有した。

(1) 鈴木氏は、労働組合としての Social Safety Net 構築の考え方、役割、取り組みを説明した。同氏は、労働組合の非常に広く包括的な“Social Safety Nets”の定義⁷や、地域レベルにおけるより良い“Social Safety Nets”のための労働組合の主な

⁵ 農村雇用保証法：持続可能な農村における天然資源インフラの再生（水の保全、水域の改修、土地開発、農村接続等）のための公共事業により、貧困層に年間100日間の最低賃金での雇用機会を保証する。

⁶ “Conditional/Unconditional Cash Transfer”（条件付き・条件なしの現金給付）：貧困層に対して現金給付を行う施策。子供を就学させること等を条件とするもの（条件付き）、特に条件なしに給付するもの（条件なし）がある。

⁷ ITUC-AP は、最低賃金を保証する失業手当、職業訓練、雇用と仕事の配置のための再訓練、削減給付、退職・老齢給付、労働安全衛生、最低賃金の保証、母性とその他の女性保護；一般的な社会の発展の基本的な医療や治療、教育、住宅、特別なグループ、地域開発や自然災害の社会的支援プログラムをカバーする一般的な社会発展としての、雇用保険を包括する総合的なメカニズムとして、“Social Safety Nets”を定義している。

活動（①国際金融機関との対話、②地域セミナー、レビュー会議やその他の啓発とアドボカシー）について紹介し、その成果として、“Social Safety Nets”が、ASEAN、APEC、ADB、G20の文書で多数引用されていることを紹介した。一方で、社会的保護のレベルがいまだに低いこと、カバレッジが低いこと、資金不足、グローバル化による“Social Security”の切り下げ圧力が課題となっていることを指摘し、“Social Safety Nets”の向上は、所得の公正な分配や格差の是正に有効であることは統計的にも実証されていることを強調した。また、近年、一部の国でソーシャルセーフティネットの前進が見られるものの、経済の国際化の中で先進諸国ではデフレンシヴになっているとの認識も示した。

(2)また、“Social Safety Nets”を促進するために、公正な労働組合法制の下で労働組合が自由に活動できること、ならびに建設的労使関係の増進が前提として重要であることを指摘した。

(3)シディキ氏は、パキスタンにおける労働市場の特徴や、労使協議に基づいて失業保険の導入を政府に提案したことを紹介した。また、多くの国営企業の民営化の流れの中で、使用者が失業保険に関心を持っていることを説明した。

（第二部）

- ・上村泰裕（名古屋大学准教授）
- ・バレリー・シュミット（ILO 東アジア技術支援チーム（DWT Bangkok）社会保障専門家）
- ・濱田 直樹（元 JICA 専門家、中央労働委員会事務局）

本セッションにおいては、アジアにおける失業保険および積極的労働市場政策の導入について、理論的必要性、導入の可能性を検討し、導入にむけた戦略を探った。

(1)上村准教授とシュミット氏によるプレゼンテーションには、多くの共通点があり、それぞれ失業保険の正当性（必要性）、既存の失業保険の多様な制度と代替的政策、legal coverage（労働力人口に占める失業保険加入者数）と effective coverage（失業者に占める失業手当受給者数）について説明があった。

(2)上村准教授は、失業保険を導入している国と導入していない国を比較すると、一人当たり GDP や農業人口割合にはばらつきがあり、よく言われるように、低い経済発展レベルや高い農業就労人口割合が、失業保険を導入しない理由にはなりえないこと、さらに、よく指摘されるように、失業保険制度の導入が、失業率を上昇させる証拠は見いだせないことを示し、失業保険制度の導入を決定付けるのは、それぞれの国の哲学や政治的決断であると説明し、アジアのいくつかの国において失業保険制度導入の検討が理論的に可能であることを示唆した。

(3)シュミット氏は、インフォーマルセクターにおける脆弱な雇用が主要な課題であることを強調し、フォーマルセクター、インフォーマルセクター全体を統合した所得保障と雇用への復帰の全体像を提示した。同氏は、韓国の例をひきつつ、失業者の保護（所得保障）と、雇用への復帰を促進する対策（積極的労働市場政策）をリンクさせるアプローチを失業保険のみよりも一步発展したものとして紹介した。

(4) 濱田氏は、インドネシアにおいて雇用サービスの能力向上のための日本による技術協力（公的職業紹介機関のサービス改善のための支援プロジェクト）に携わった経験とそれを踏まえた雇用サービス改善の意義を説明した。

(5) 議論においては、失業保険が失業率を低下させるかについて問題提起があった。浅見教授は、失業保険を自動車の安全ベルトになぞらえ、安全ベルトが事故発生時のダメージを軽減させることはできても、交通事故件数を減らすことができないように、失業保険は失業による個人の一時的な所得喪失の影響を軽減するが、失業率を低下させることはできないと主張した。その上で、①失業のリスクは、グローバル化により増加していること、②失業保険は、労働者の負担を増やすことなく経済発展のために必要な労働市場の柔軟性を向上させることとなどから、安全ベルトなしに車を運転すべきでないのと同様に、失業保険なしに経済を運営することは危険であることを強調した。

(6) 上村准教授は、失業保険が転職に対するインセンティブとなり、失業率を高める可能性もあるが、失業者が自分に合った仕事を探したり、新しい技能を身につける時間を与えることによって、最終的に個人の能力を最大限に発揮できる職業に就くことにより、個人の厚生やマクロ経済にプラスの効果をもたらすことができると述べた。

(7) 次に、失業保険の代替的政策としての、解雇手当（法律上事業主に義務づけられるもの）及び積立基金（provident fund）の有効性が議論された。前者は実効性を確保することが困難であり、後者は低賃金労働者には十分な保護を提供しないので、失業保険の代替手段としては不十分であるとの指摘があった。

(8) さらに、市場のニーズにあった技能の獲得を促進する上で、技能訓練を含む雇用サービスの果たす役割は大きいとの指摘があった。最後に、桜田氏が、日本の危機対応において、“Social Safety Nets”を拡充する上で、社会対話と三者構成主義が果たした役割が大きかったことを述べた。

(別添)

専門家会合「雇用のための社会セーフティネットの構築－アジア戦略－」

参集者一覧

(専門家)

- 長谷川 真一 (ILO 駐日事務所代表)
- 寺西重郎 (日本大学教授、一橋大学名誉教授)
- 浅見靖仁 (一橋大学社会学部教授)
- スリ・ウェニン・ハンダヤニ (アジア開発銀行 (ADB) 社会開発専門家)
- ムケシュ・グプタ (ILO 南アジア技術支援チーム (DWT New Delhi) 雇用専門家)
- 鈴木則之 (国際労働組合総連合アジア太平洋地域組織 (ITUC-AP) 書記長)
- ファシアル カリム シディキ (パキスタン使用者連盟理事)
- 上村泰裕 (名古屋大学准教授)
- バレリー・シュミット (ILO 東アジア技術支援チーム (DWT Bangkok) 社会保障専門家)
- 濱田直樹 (元 J I C A 専門家、中央労働委員会事務局)
- 桜田 高明 日本労働組合総連合会 国際顧問
- 松井 博志 (社)日本経済団体連合会 国際協力本部副本部長

(厚生労働省)

- 村木 太郎 厚生労働省大臣官房総括審議官 (国際担当)
- 麻田 千穂子 厚生労働省大臣官房国際課長
- 安井 省侍郎 厚生労働省大臣官房国際課課長補佐